平成２４年（フ）第６８２０号
大阪市旭区今市１丁目２番５―610号
債務者　田内亜紀子（旧姓上條）
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９９１号
大阪市北区大淀南３丁目11番21号　ルネッサンスサンルージュ西梅田６Ｅ号室、申立時の住所大阪市此花区梅香１丁目10番９号
債務者　中谷聖羅こと　中谷　千鶴(旧姓濵谷)
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７９９号
大阪府豊中市三和町１丁目３番２―107号
債務者　芝橋　崇浩
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４９２号
大阪府吹田市青葉丘南12番38―708号
債務者　村上　徹朗
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４９９号
大阪府東大阪市菱屋西５丁目11番４号　大宝菱屋西ロイヤルマンション603号
債務者　岩崎喜代子
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７１４号
大阪市東淀川区豊新３丁目８番12号　シャルムＥＫ―Ⅰ105号、前住所大阪市東淀川区大桐３丁目14番11号
債務者　山藤　明生
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２００１号
大阪市東住吉区矢田１丁目14番２―610号　伊林静江方、住民票上の住所大阪市平野区流町３丁目13番11号
債務者　吉原　恭子
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０８８号
大阪府東大阪市三島２丁目８番40号　ネオレジデンス101号、前住所大阪府大東市氷野４丁目８番209号
債務者　古川　信幸
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１１９号
大阪府門真市幸福町20番５―405号、前住所大阪府門真市石原町11番18号
債務者　益田　晃弘
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１２６号
大阪市西淀川区姫島６丁目７番12号　豊荘202号室
債務者　榎　都奈子
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１２９号
大阪市淀川区加島１丁目53番32―406号
債務者　小松　悠子
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１５６号
大阪市都島区都島本通３丁目17番15―801号、前住所大阪市北区天神橋３丁目５番３―807号
債務者　土居常三郎
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２１５号
大阪府東大阪市菱屋西６丁目３番２―612号
債務者　太田　　正
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２１８号
大阪市大正区泉尾４丁目４番４号
債務者　岩本　和子
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２２７号
大阪市此花区伝法１丁目１番１―321号
債務者　熊谷まゆみ（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８５号
名古屋市名東区宝が丘153番地　エボルシオン東光Ｂ棟201号、旧住所横浜市緑区長津田１丁目18番22―404号
債務者　矢田　幸恵（旧姓増山・本田）
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３０号
山口県防府市大字江泊2049番地
債務者　河野　　勇
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
山口地方裁判所民事部破産係